

平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動支援事業募集要項

平成31年4月26日

1 目的

団体等が行う東京圏における盛岡に関連した題材に関する活動の促進や、これらの活動などにより盛岡出身者や盛岡と縁がある者等（以下「盛岡出身者等」という。）が盛岡を来訪した際に盛岡市と引き続き関わりを持つための受け皿となる活動の促進を図り、盛岡出身者等が盛岡市と引き続き関わりを持つ機会を創出するための東京・盛岡コミュニティ活動を支援することにより、関係人口の増加を機軸としながら、移住・定住の促進を図ろうとするものである。

2 事業の概要

市は、団体等から事業を募集し、その中から平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動事業として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

3 募集する事業

東京・盛岡コミュニティ活動事業は、次のいずれかに該当する事業から選定する。ただし、特定企業の営利を目的とした活動は除くものとする。

- (1) 岩手山、北上川、中津川等、盛岡の自然を題材とした活動
- (2) 南部鉄器、紫根染め、古代型染め、漆器等、伝統工芸を題材とした活動
- (3) 原敬、新渡戸稲造、石川啄木、宮澤賢治等の先人のほか、分野を問わず現在活躍されている盛岡出身者や盛岡と縁のある者等を題材とした活動
- (4) チャグチャグ馬コ、盛岡さんさ踊り、秋祭り、映画、演劇等の盛岡の文化を題材とした活動
- (5) わんこそば、盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺等の盛岡の食、盛岡特産品ブランド認証商品等を題材とした活動
- (6) (1)から(5)までに掲げるものに関わらず、文京区において盛岡に関連したもので盛岡市長が適当であると認められる活動
- (7) 上記(1)から(6)までに掲げるもののほか、盛岡市長が適当であると認められる活動

4 応募者の資格

応募者の資格は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 個人又は団体で、盛岡市内に住所若しくは主たる事務所を有し、又は東京圏で盛岡に関連した題材に係る活動若しくはこれに類似した活動の実績があり、提案する事業を確実に遂行できること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 実施事業の内容を公表することについて同意できること。
- (4) 事業実施に係る構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である団体でないこと。

5 補助額

補助額は、1事業につき40万円を限度とし、事業費（他の補助の対象となっていないものに限る。以下同じ。）の5分の4以内とする。

6 予算額

200万円

7 事業費

補助対象となる事業費の積算については別表を参考とし、次のとおり行うこと。

- (1) 提案する事業を実施するために直接必要な経費により積算するものとし、団体等の運営に関する費用、他団体への補助を目的とした経費、資格取得に係る経費、特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費、その他、事業として適当と認められない経費は対象外とする。
- (2) 人件費は、実際に支払われる金額で積算する。
- (3) 備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外とする。ただし、事業を行うに当たり真に必要なとする場合については協議の上判断するものとする。
- (4) 市の補助を受けている場合、当該補助対象事業については対象外とする。

8 応募方法

(1) 応募期限

平成31年5月27日（月）17時（必着）

(2) 必要書類

次の書類を持参すること。なお、個人で申請する場合において、下記オ〜クに該当するものがない場合は不要とする。

ア 平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動支援事業企画提案申込書（様式第1-1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 団体又は個人の概要（様式第4-1号又は様式第4-2号）

オ 定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）

カ 前年度の事業報告書又はこれに代わるもの（任意様式、ただし設立から1年に満たない場合を除く。）

キ 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式、ただし設立から1年に満たない場合を除く。）

ク 参考資料（団体のパンフレット、事業内容の説明資料等）

(3) 提出先

盛岡市庁舎別館8階（郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号）

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

ア 持参

イ 簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送による。

(5) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。

9 審査方法

書類審査を実施した後、必要に応じて、応募事業の書類及び応募者が行う公開のプレゼンテーションにより審査し、事業を選定する。また、補助対象事業及び補助額は、審査結果に基づき決定する。なお、決定に当たり、条件を付すことがある。

また、プレゼンテーション審査は、6月下旬に実施する予定である。日時及び会場については、別途通知するが、ウェブ会議形式での出席も可能とする予定である。

10 審査基準

審査に当たっては、次の項目により評価を行う。

- (1) 本事業の目的にあっているか。
- (2) 公益的な事業であるか。
- (3) 実現性がある事業計画となっているか。
- (4) 予算の見積りは適正か。
- (5) 事業効果が見込めるか。
- (6) 今後の展開等が期待できるか。

11 関係書類の保管等

選定事業の実施者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、選定事業完了後、5年間保管すること。

12 関連事業との連携

この補助事業は、関係人口を機軸とした移住・定住・交流人口対策事業（別紙参照）の一環として実施されるものであることから、補助事業実施団体等は、他の事業との連携について、市からの求めに可能な限り応じるものとする。

13 その他

- (1) 補助金交付対象事業の決定・補助金交付契約の締結は6月下旬を予定している。
- (2) 補助金交付決定前に生じる事業費については、補助対象としない。
- (3) 補助額は、審査会での評価結果により決定する。
- (4) 選定事業の実施に係る詳細事項について、市との協議が整った後に補助金を交付する。協議後、別に定める補助金申請書に関係書類を添えて、都市戦略室あてに提出すること。
- (5) 補助事業者は、平成32年3月16日（月）までに事業を完了することとし、事業終了後は実績報告書を平成32年3月16日（月）までに市に提出すること。なお、実績報告書には、実施した事業を通じて、盛岡市に訪問した者を報告すること。
- (6) 選定事業の実施内容は、盛岡市ホームページ等において周知するため、事業に関する情報提供について協力すること。
- (7) 市が主催する活動報告会等で、事業内容等の報告を求められることがあるので出席すること。
- (8) 補助金の交付については、平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動支援事業実施要領のほか、別に定める契約書によること。
- (9) 必要に応じて第2次募集を行う場合がある。

14 担当部署

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室（担当：佐藤俊治（さとうしゅんじ））

住 所 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電 話 019-613-8370（直通） ファックス 019-622-6211（代表）

電子メール toshisen@city.morioka.iwate.jp

別表（事業費関係）

費目		内容	留意事項
人件費		給料，報酬等	実際に支払われる金額のみを対象とする。
報償費		講師等の謝金	
旅費		事業実施団体等の構成員の旅費，講師等の旅費	
需用費	消耗品費	文具，用紙等の購入費	
	燃料費	事業に必要な車両等の燃料費等	
	食糧費	講師用飲料，会議用茶菓等	
	印刷製本費	チラシ，ポスター，資料等の印刷費等	団体機関誌や会報等の発行費用は対象外とする。
	光熱水費	電気，ガス，水道，冷暖房使用料等	団体等の運営に必要な費用は対象外とする。
	医薬材料費	医薬品，包帯等	
役務費	郵便料	切手の購入費等	
	電報電話料	電話料，電話加入料等	他の用途との区分が困難である場合は対象外とする。
	保険料	損害保険料等	
	手数料	振込手数料等	
	広告料	新聞，ラジオ等による広告費等	
	運搬料	運送費，荷造費等	
委託料		事業に必要な事務等の他団体等への委託費	補助対象の団体が直接実施するより，他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる場合に限る。
使用料及び賃借料		会場使用料，車両賃借料等	
備品購入費		長期使用可能な物品の購入費	原則として対象外とするが，真に必要なとする場合については協議の上判断するものとする。
その他市長が必要と認める経費			